

## 平戸市移住支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、平戸市の人口減少対策及び市内法人等の人手不足解消のため、東京圏から平戸市への移住又は定住を促進することを目的として、平戸市に移住し就業した者に対し、予算の範囲内において平戸市移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、平戸市補助金等交付規則（平成17年平戸市規則第43号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。
- (2) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち次に掲げる地域を含む市町村（地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市を除く。）を除いた区域をいう。
  - ア 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第3条第1項、第2項、第41条第1項、第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）又は第42条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
  - イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村
  - ウ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
  - エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
  - オ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
- (3) 転入 平戸市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入の届出をすることをいう。
- (4) 同一世帯 住民基本台帳法に基づく住民基本台帳において同一である世帯をいう。
- (5) 関係人口 平戸市や地域の人々と関わりを有する者をいう。

### (対象者要件)

第3条 移住支援金の対象者は、第1号の要件を満たし、かつ、第2号、第3号又は第4号の要件を満たす者とする。この場合において、世帯での申請をするときは、第5号の要件を満たす者とする。

- (1) 移住等に関する要件として、次のいずれにも該当すること。ただし、東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ通勤をしていた者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。
  - ア 移住元に関する要件として、次のいずれにも該当すること。

- (ア) 転入直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に居住（住所地において現に居住することをいう。以下同じ。）又は東京圏に居住し、雇用保険の被保険者、法人役員又は個人事業主として東京23区に通勤（以下「通勤」という。）していたこと。
- (イ) 転入直前に連続して1年以上、東京23区内に居住又は東京圏に居住し、東京23区内に通勤していたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、転入の3月前までを当該1年の起算点とすることができる。
- (ウ) 直近3年間の市区町村税の滞納がないこと。
- イ 移住先に関する要件として、次のいずれにも該当すること。
  - (ア) 平成31年4月26日以降に転入したこと。
  - (イ) 移住支援金の交付申請日において、転入後3月以上1年以内であること。
  - (ウ) 移住支援金の交付申請日から5年以上、平戸市に継続して居住する意思を有していること。
- ウ その他の要件として次のいずれにも該当すること。
  - (ア) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。
  - (イ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
  - (ウ) その他市長が移住支援金の対象として不相当と認める者でないこと。
- (2) 就職に関する要件として、次のいずれにも該当すること。
  - ア 勤務地が長崎県内に所在すること。
  - イ 就業先が、長崎県が行う移住支援事業に係る移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
  - ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている企業等への就業でないこと。
  - エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、移住支援金の交付申請日において連続して3月以上在職していること。
  - オ イに規定する求人への応募日が、マッチングサイトにおいて当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以後であること。
  - カ 当該企業等に、移住支援金の交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
  - キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (3) テレワークに関する要件として、次のいずれにも該当すること。
  - ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
  - イ 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (4) 関係人口に関する要件として、平戸市が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め、かつ、次のいずれにも該当すること。
  - ア 転入時に50歳未満の者
  - イ 平戸市に以下のような関係性を有している者

- (ア) 出生した者
  - (イ) 就学又は就労経験のある者
  - (ウ) ふるさと納税経験のある者
  - (エ) 人、企業、団体等を応援している者（地域課題解決を応援する仕組みに参加していること）
  - (オ) 学校、企業又はNPO等と関わりがある者（協働した事業実施や団体会員などになっていること）
  - ウ 平戸市へ5年以上定住する意思があり、かつ、保証人がいる者
  - エ 西九州させぼ広域都市圏サポーターに登録され、かつ、直近1年以内の登録期間中に最低1回来訪され、平戸市又は西九州させぼ広域都市圏市町のお試し住宅を活用している者
- (5) 世帯に関する要件として、次のいずれにも該当すること。
- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
  - イ 申請者を含む2人以上の世帯員が移住支援金の交付申請日において、同一世帯に属していること。
  - ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも平成31年4月26日以後に転入したこと。
  - エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも移住支援金の交付申請日において転入後3月以上1年以内であること。

(移住支援金の額)

第4条 移住支援金の額は、世帯での申請の場合にあつては100万円とし、単身での申請の場合にあつては60万円とする。

(交付申請)

第5条 移住支援金の交付を申請しようとする者は、平戸市移住支援金交付申請書（様式第1号）に連帯保証人連署のうえ、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) 世帯での申請の場合

- ア 世帯員全員分の移住元の住民票の除票の写し
- イ 世帯員全員分の移住先の住民票の写し
- ウ 移住支援金の交付申請者の移住元の市区町村における直近3年間の市区町村税の滞納がない証明書
- エ 印鑑登録証明書
- オ 別表に掲げる証明書類等
- カ 連帯保証人の印鑑登録証明書並びに所得を証する書類

(2) 単身での申請の場合

- ア 移住元の住民票の除票の写し
- イ 移住先の住民票の写し
- ウ 移住元の市区町村における直近3年間の市区町村税の滞納がない証明書
- エ 印鑑登録証明書
- オ 別表に掲げる証明書類等

カ 連帯保証人の印鑑登録証明書及び所得を証する書類

(3) 前2号に定めるもののほか、申請者が日本国籍を有しない場合においては、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し

2 前項に規定する連帯保証人は、独立して生計を営む者であって、保証するに足る資力を有すると認められるものでなければならない。

3 補助金の申請については、同一世帯において1回限りとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請があった場合は、第3条に規定する要件について審査のうえ、移住支援金の交付の可否を決定するとともに、移住支援金の交付を適当と認めたときは、平戸市移住支援金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(移住支援金の請求)

第7条 前条の通知を受けた者（以下「受給者」という。）は、移住支援金の交付を受けようとするときは、平戸市移住支援金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 第3条第2号の要件に係る受給者は、移住支援金の交付申請日から1年を経過する日の翌日を起算とした30日以内に就業証明書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 受給者は、氏名、住所、就労環境その他重要な事項に異動があった場合には、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(返還請求)

第9条 市長は、移住支援金の交付を受けた受給者が、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事由に該当する場合においては、移住支援金の交付決定の全額又は半額の返還請求をする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気その他やむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をしたことが判明した場合

イ 交付申請日から3年を経過する日までに平戸市から転出した場合

ウ 第3条第2号の要件に係る受給者について、交付申請日から1年を経過する日までに要件を満たす職を辞した場合

(2) 半額の返還 交付申請日から3年を経過する日以後5年を経過する日までに平戸市から転出した場合

2 前項第1号イ又は第2号の事由について、平戸市から長崎県内の他の市町へ転出した場合においては、同項の規定にかかわらず、同項の規定により取り消すべき交付決定額の4分の1に相当する額を請求する。ただし、県内の事業を実施していない市町又は県外の市町に転出した場合は、全額又は半額の返還を請求することとする。

(交付手続の特例)

第10条 規則第21条の規定により、規則第13条の規定による実績報告書の手続及び規則第14条の規定による確定通知は、省略するものとする。

(その他)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表（第 5 条関係）

区分	証明書類等
第 3 条第 2 号に規定する要件に該当する者	就業証明書（様式第 4 号）
東京 23 区外の東京圏から東京 23 区の企業等へ通勤していた雇用保険の被保険者	(1) 雇用保険被保険者離職票の写し又は雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し (2) 東京 23 区で通勤していた企業等が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 22 条第 1 項の規定により交付した在勤地及び在勤期間が確認できる証明書
東京 23 区外の東京圏から東京 23 区に通勤していた法人役員	登記簿謄本等、移住元での在勤地及び 5 年間の在勤期間が確認できる書類
東京 23 区外の東京圏から東京 23 区に通勤していた個人事業主	確定申告書の写し等、移住元での在勤地及び 5 年間の在勤期間が確認できる書類